

第1編 総論

第1章 計画の目的、構成等

北海道（以下「道」という。）は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において、国民保護措置又は緊急処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、道の国民の保護に関する計画の目的、構成等を定める。

1 計画の目的

道国民保護計画は、国民保護法第34条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を定め、国民保護措置及び緊急処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する国民保護措置及び緊急処保護措置を総合的に推進することを目的とする。

- (1) 道の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- (2) 道が実施する国民保護措置に関する事項
- (3) 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- (4) 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- (5) 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- (6) 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- (7) 上記に掲げるもののほか道の区域に係る国民保護措置に関し知事が必要と認める事項及び緊急処保護措置の実施に関し必要な事項

2 計画の構成

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処

3 計画の見直し、変更手続

道国民保護計画については、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

計画の見直しに当たっては、北海道国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

計画の変更に当たっては、政令で定める軽微な変更の場合を除き、北海道国民保護協議会に諮問の上、国に協議し、その同意を得た後、道議会に報告し、公表等を行う。

4 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、道国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成に当たっては、基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

道は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。道が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり特に留意すべき事項についての基本方針は、次のとおりである。

(1) 基本的人権の尊重

道は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

道は、国民の自由と権利に制限を加えるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行うものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を侵してはならない。

- (2) 国民の権利利益の迅速な救済
道は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。
- (3) 放送の自律に対する特別な配慮
道は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、その言論その他表現の自由に特に配慮する。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
道は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、その他の指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。
- (5) 国民に対する情報提供
道は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。
- (6) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
道は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。
また、道は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。
- (7) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
道は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。
- (8) 関係機関相互の連携協力の確保
道は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。
- (9) 国民の協力
道は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。
また、道は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

第3章 基本用語の説明

道国民保護計画で使用する主な用語の意義について定める。

第4章 道、市町村等の責務及び事務又は業務の大綱

1 国民保護措置の基本的な仕組み

武力攻撃事態等においては、国、道、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が相互に連携協力し、国民保護措置を実施することとされている。

2 道、市町村等の責務

(1) 道の責務

国が定める国民保護措置の実施に関する基本的方針に基づき、道が自ら行うべき国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び道の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市町村の責務

国が定める国民保護措置の実施に関する基本的方針に基づき、市町村が自ら行うべき国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び当該市町村の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 指定公共機関の責務

国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施するものとされている。

(4) 指定地方公共機関の責務

国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民保護措置を実施する。

3 関係機関との連携及び協力体制

道は、国民保護措置等の実施に万全を期すため、防災のための連携体制を活用し、国、他の都府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関等との連携・協力体制を整備する。

4 各機関の事務又は業務

国民保護措置について、道、市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関において処理する事務又は業務

第5章 北海道の地理的、社会的特徴

武力攻撃事態等は、各地域の地理的、社会的状況により、その形態や方法、それに伴う対処方法等にも影響を与えるものと考えられる。

このようなことから、国民保護措置を適切に実施するため、本道における地理的、社会的特徴を、次のとおり考察する。

1 地理的特徴

本道の地形、気候など

2 社会的特徴

本道の人口分布、人員等の輸送の状況、重要施設の設置状況

第6章 道国民保護計画が対象とする事態

道国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

道国民保護計画においては、国の基本指針に基づき、武力攻撃事態として、次の4類型を対象として想定する。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

2 緊急対処事態

道国民保護計画においては、国の基本指針に基づき、緊急対処事態として、次の事態例を対象として想定する。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
 - 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
- (2) 攻撃手段による分類
 - 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 道における組織及び体制の整備

知事等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 道の各部署における平素の業務

道の各部署は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとし、その業務を定める。

2 道職員の参集基準等

道は、初動対応に万全を期し、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、災害対応の体制を活用した24時間即応体制を確立するとともに、職員の参集基準、サービス基準等を定める。

3 国民の権利利益の救済に係る窓口等

道は、国民保護措置の実施に伴う損失補償等国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、総合的な窓口の開設や関連文書の適切な保存等について定める。

第2 市町村及び指定地方公共機関の組織及び体制の整備

市町村及び指定地方公共機関は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要な組織及び体制、職員の参集基準等について定めるものとする。

1 市町村の組織及び体制の整備

市町村長等が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制整備の考え方を示す。

2 指定地方公共機関の組織及び体制の整備

指定地方公共機関が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制整備の考え方を示す。

第3 関係機関との連携体制の整備

道は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

- (1) 防災のための連携体制の活用
- (2) 関係機関の計画との整合性の確保
- (3) 意見交換等による関係機関相互の意思疎通

2 国の機関との連携

道は、消防庁、内閣官房等指定行政機関、防衛庁・自衛隊、道内の指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都府県との連携

知事等は、防災のために締結されている相互応援協定等の内容を見直す等により、広域にわたる避難、物資及び資材の提供などの広域応援体制を整備する。

4 市町村との連携

知事等は、救援の役割分担、運送の確保、事務の代行等について市町村長等とあらかじめ調整を図るとともに、市町村国民保護計画の協議を通じて、知事の行う国民保護措置と市町村長の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

また、道は、区域内の消防機関との調整や応援態勢の整備を図るとともに、市町村と連携し、消防団の充実及び活性化を図る。

5 指定公共機関等との連携

道は、区域内の指定公共機関、知事が指定した指定地方公共機関及びその他の関係機関と緊密な連携を図る。

6 ボランティア団体等に対する支援

道は、市町村と連携し、研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進するとともに、ボランティア団体の活動環境の整備を図るよう努める。

7 道民の協力等

道民の協力に関する考え方を示す。

第4 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、情報通信手段の確保が重要である。特に、対処に時間的余裕がない弾道ミサイル発射の際の警報については、迅速に警報を通知、伝達するためのシステム整備の必要性が指摘されている。

このため、道は、災害時等における非常通信体制や情報通信手段を活用するとともに、国との連携等による通信体制の整備を行うため、以下のとおり定める。

1 非常通信体制の整備

道は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、北海道非常通信協議会との連携に十分配慮する。

また、道は、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、管理運用に十分留意する。

2 市町村における通信の確保

市町村は、道に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第5 情報収集・提供等の体制整備

道は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報の収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

道は、防災における体制を踏まえ、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集し、又は整理し、関係機関及び住民に対し、適時かつ適切に情報提供を実施するための体制を整備する。

2 警報等の通知に必要な準備

知事による警報の通知先を定めるとともに、大規模集客施設等、道が警報の伝達を行う施設について、市町村との役割分担も考慮して定める。

3 市町村における警報の伝達に必要な準備

市町村は、知事からの警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

知事は、市町村長から報告を受け、又は自ら収集した安否情報を円滑に整理し、報告し、及び提供することができるよう、安否情報の担当をあらかじめ定める等の体制整備を図る。

5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市町村長は、安否情報を円滑に収集し、整理し、報告し、及び提供することができるよう、担当をあらかじめ定めて必要な研修等を行うとともに、安否情報の収集に協力を求める可能性がある関係機関をあらかじめ把握するものとする。

6 被災情報の収集・報告に必要な準備

知事は、被災情報の収集、整理及び報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当を定めるなど必要な体制整備を図る。

7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市町村長は、被災情報の収集、整理及び報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当を定めるなど必要な体制整備に努めるものとする。

第2章 避難及び救援に関する備え

知事等は、国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示を受けたときは、避難の指示を行うとともに、所要の救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに必要な事項について、以下のとおり定める。

1 避難に関する準備事項

知事は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、道の地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を準備する。

また、知事等は、市町村の避難実施要領のパターン作成に対し、必要な助言を行う。

2 救援に関する準備事項

知事は、迅速かつ適切な救援の実施のため、収容施設、医療機関、備蓄物資等の基礎的資料を準備するとともに、市町村等関係機関と必要な協議、調整を行う。

3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

知事は、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、国と連携して、運送事業者である指定公共機関等関係機関と協議の上、避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

4 離島における留意事項

知事は、離島の住民の避難について、国の考え方を踏まえ、可能な限り全住民の避難を視野に入れた体制を整備する。

5 交通の確保に関する体制等の整備

道警察は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、交通規制計画等の運用計画、緊急通行車両に係る確認手続を定める等の体制整備を図る。

6 避難施設の指定

知事は、政令及び基本指針の基準を基に、道の地域特性や防災のための避難場所の指定状況等を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

また、指定後は、情報のデータベース化を図り、関係機関に情報を提供するとともに、住民に周知する。

7 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え

市町村は、消防庁が作成するマニュアル等を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。

また、住民の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、知事等と連携して区域内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、これらの施設の管理者に対する安全確保の留意点の周知等について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

知事は、その区域内に所在する生活関連等施設について把握するとともに、道警察及び第一管区海上保安本部に対して情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

知事は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を通知するとともに、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請する。

3 市町村における平素からの備え

市町村は、その区域内に所在する生活関連等施設について、知事等を通じて把握するとともに、知事等との連絡体制を整備するものとする。

第2 道が管理する公共施設等における警戒

知事等が管理する公共施設については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者として、以下のとおり、予防対策について定める。

知事等は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、警戒等の措置を実施する。

第4章 備蓄等

知事等が備蓄する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材等について、以下のとおり定める。

1 物資及び資材の備蓄

知事等は、防災のための備蓄と相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定められている品目や基準等を踏まえ、備蓄又は調達体制を整備する。

また、国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服等の資機材及び安定ヨウ素剤等の特殊な薬品等は、国の整備の状況も踏まえ、国と連携しつつ対応する。

2 知事等が管理する施設及び設備の整備及び点検等

知事等は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

3 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

市町村及び指定地方公共機関は、知事等と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、防災のための備蓄等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。

第5章 研修及び訓練

道職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、道における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

知事等は、自らが行う研修のほか、国の研修を有効活用するなど広く職員の研修機会を確保する。

また、市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行う。

2 訓練

知事等は、市町村とともに、国、他の都府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

また、訓練の実施に当たっては、防災訓練との有機的な連携、高齢者等特に配慮を要する者への的確な対応、住民の幅広い参加等に留意する。

第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じて説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

知事等は、国等と連携し、住民に対し様々な媒体を活用して、国民保護の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

知事等は、住民が武力攻撃災害の兆候を発見した場合や不審物等を発見した場合等の通報について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

道警察は、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

3 市町村における国民保護に関する啓発

市町村は、知事等が実施する啓発に準じて、住民への啓発を行うよう努めるものとし、道国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に必要な事項を定めるものとする。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

「多数の死傷者が発生」、「石油コンビナート施設の破壊」等の具体的な被害が発生し、その原因として武力攻撃等が疑われる場合には、政府の事態認定前であっても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、道として適切な措置をとる必要があることから、道の危機管理初動体制を次のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

知事は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合等において、的確かつ迅速に対処するため「北海道緊急事態連絡室」を設置し、所要の初動措置を実施する。

2 事態認定後の緊急事態連絡室の措置

知事等は、事態認定後においては、事態の推移に応じて、国民保護措置を実施する。

3 国民保護対策本部に移行する場合の調整

政府において事態認定が行われ、対策本部設置の指定があった場合は、直ちに対策本部を設置するとともに、災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。

4 市町村における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

市町村長は、知事等と連携し、適切な初動対応をとるものとする。

第2章 道対策本部の設置等

「道対策本部を迅速に設置するため、道対策本部を設置する場合の手順や道対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 道対策本部の設置

道対策本部を設置する場合の手順、組織構成及び機能、現地対策本部の設置、道対策部長の権限等について定める。

2 通信の確保

知事等は、避難先地域等の中で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

また、市町村長等及び指定地方公共機関は、通信の確保に努めるものとする。

第3章 関係機関等との連携

知事等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と密接に連携することとし、それぞれの関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国の対策本部等との連携

知事等は、消防庁を通じ各種調整や情報共有を行うなど、国の対策本部と密接な連携を図る。

また、市町村対策本部が設置されたときは、可能な限り職員を派遣し情報収集に当たらせる。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

知事等は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、国民保護措置の実施に必要な要請を行う。また、市町村長等から指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対する要請を行うよう求めがあった場合は、所要の措置を講ずる。

3 市町村長等から知事等への措置要請

知事等は、市町村長等から措置要請があった場合は、要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずる。

4 自衛隊の部隊等の派遣要請等

知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、国民保護等派遣の要請を行う。

また、市町村長は、通信の途絶等により、知事に派遣の要請の求めができない場合は、防衛庁長官に連絡することができるものとする。

5 他の都府県に対する応援の要求

知事等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都府県に対して応援を求める。

6 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

知事等は、必要があると認めるときは、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにした上で、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な要請を行う。

7 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

知事等は、国民保護措置を実施するために必要があるときは、指定行政機関の長等に対し、職員の派遣要請を行う。また、市町村から職員の派遣要請を受けたときは、適任と認める職員を派遣する。

8 知事等の行う応援等

知事等は、他の都府県、市町村長等、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援の求めがあった場合は、正当な理由がある場合を除き、必要な応援を行う。

9 ボランティア団体等に対する支援等

知事等は、自主防災組織の協力に対し、必要な支援を行う。また、ボランティアの受入体制の確保等に務め、その技能等の効果的な活用を図る。

10 住民への協力要請

知事等は、安全の確保に十分配慮した上で、住民に対し、避難誘導等、必要な援助について協力を要請する。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

知事等は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の通知等

知事は、国から警報を通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、放送事業者等関係機関に通知するとともに、警報の報道発表を速やかに行い、道のホームページに警報の内容を掲載する。

2 市町村長の警報伝達の基準

市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法により、直ちに住民及び自治会等の団体に伝達するとともに、教育委員会その他関係機関に通知する。この場合において、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

3 緊急通報の発令

知事は、武力攻撃災害による危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、その内容を市町村長、放送事業者等関係機関に通知する。

市町村長は、警報の伝達に準じて、緊急通報を広く知らせるものとする。

第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難の指示等について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示

知事は、国から避難措置の指示を受け又は通知された場合には、直ちに、その内容を市町

村長、放送事業者等関係機関に通知する。

2 避難の指示

知事は、要避難地域を管轄する場合は、市町村長を経由して当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難の指示をする。

この場合、避難先地域、主要な避難の経路、避難のための交通手段等を示さなければならない。

知事は、避難の指示をしたときは、直ちに、その内容を他の市町村長、放送事業者等関係機関に通知する。

3 道の地域特性に基づく避難の留意点

(1) 大都市における住民避難

知事は、国の避難措置の指示及び避難の準備の程度を踏まえ、屋内への避難又は避難先地域への避難を指示する。

(2) 離島における住民避難

知事は、全島避難を前提に、国及び運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関と早急に調整し、必要に応じて、防衛庁又は海上保安庁へ避難住民の運送の要請を行うなど、輸送力の確保に努める。

(3) 武力攻撃原子力災害の場合の避難

知事は、国の避難措置の指示及び事態の状況を踏まえ、コンクリート屋内への避難、他の地域への避難を指示する。

(4) 自家用車等使用の検討

知事は、地域の実情に応じて、避難手段として自家用車等の活用を積極的に検討する。

(5) 冬期間の避難

避難施設の選定は、暖房設備の有無等を考慮する。

一時集合場所及び避難路の選定は、気象条件等を考慮する。

4 事態想定ごとの避難の留意点

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

当初は、近傍の堅ろうな施設への避難を指示し、その後、他の安全な地域への避難を行うなど、国の避難措置の指示の内容に沿った指示を行う。

(2) 急襲的な航空攻撃の場合

弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

国の避難措置の指示に基づき、早急に避難の指示を行い、要避難地域からの避難を迅速に行う。

国の指示を待ついとまがない場合は、知事は、緊急通報の発令や退避の指示などの措置を行い、危険な地域への立入りを禁止する。

(4) 着上陸侵攻の場合

国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、国全体としての調整が必要となるため、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて対応する。

5 NBC攻撃の場合の避難の留意点

(1) 核攻撃等の場合

堅ろうな建物、地下施設等への避難や安定ヨウ素剤の服用などを指示する。

(2) 生物剤による攻撃の場合

外気からの密閉性の高い屋内又は感染のおそれのない安全な地域への避難を指示する。

(3) 化学剤による攻撃の場合

外気からの密閉性の高い屋内又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域への避難を指示する。

6 避難住民の誘導

市町村長は、知事からの避難の指示があったときは、直ちに避難実施要領を作成し、職員及び消防を指揮して住民の避難誘導を行うものとする。

この場合において、自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者、障害者等の避難に配慮するものとする。

7 避難実施要領

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項について、市町村国民保護計画の基準として定めるものとする。

8 知事等による避難住民の誘導の支援等

知事は、避難実施要領策定の支援、避難誘導に関する市町村への物的・人的支援、避難誘導を円滑に行うための調整等を行う。

9 避難所等における安全確保等

道警察は、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化や避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防に努める。

第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

知事は、国の対策本部長から救援の指示を受けたときは、避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、収容施設の供与、食品・飲料水の給与等、必要な措置を行う。また、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を行う。

2 関係機関等との連携

知事は、救援を行うに際して、必要と判断した場合は、国に対して支援を求める。また、近隣住民やボランティア等に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

なお、日本赤十字社北海道支部に救援を委託する場合には、災害救助法における実務に準じた手続きにより行う。

市町村長は、知事とあらかじめ調整した役割分担以外の事務について、知事の行う救援を補助するものとする。

3 救援の内容

知事（法令に基づき市町村長が行うこととした場合は、当該市町村長）は、救援の実施に際しては、次の事項について、原則として現物支給により行う。

収容施設の供与

食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

医療の提供及び助産

被災者の捜索及び救出

埋葬及び火葬

電話その他の通信設備の提供

武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

学用品の給与

死体の捜索及び処理

武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

道は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃が発生した場合は、所要の防護措置を講じた上で医療活動等を実施する。また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、国に対し協力を要請する。

5 救援の際の物資の売渡し要請等

知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、医薬品等の特定物資について、その所有者に対する売渡しの要請、正当な理由がないにもかかわらず、その要請に応じない場合の物資の収用等の措置を講ずる。

この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適正な手続きの下に行う。

第6章 安否情報の収集・提供

道は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

知事は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、知事等が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報を収集するとともに、関係機関に対し、情報提供の協力を要請する。この場合、個人情報の保護及び報道の自由に十分配慮する。

2 総務大臣に対する報告

知事は、総務大臣への報告に当たっては、定められた様式により、電子メールで消防庁に報告する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などで報告する。

3 安否情報の照会に対する回答

知事は、安否情報の照会窓口等について、道対策本部を設置すると同時に住民に周知し、住民からの安否情報の照会を受け付ける。また、安否情報を回答する場合は、照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行う。

4 日本赤十字社に対する協力

知事は、日本赤十字社北海道支部の要請に基づき、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。この場合、個人情報の保護に配慮する。

5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準

市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。また、市町村による安否情報の道への報告及び照会に対する回答は、道に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

知事等は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、所要の指示があったときは、その指示の内容に沿って必要な措置を講ずるほか、自らの判断により必要な措置を講ずる。また、知事が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

知事は、武力攻撃災害の兆候について、市町村長等から通知を受けたときは、道警察の協力を得つつ事実関係の確認を行い、国の対策本部長に通知するとともに、必要な関係機関に通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

知事等は、道対策本部を設置した場合においては、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、生活関連等施設の安全確保が特に必要であると認めるときは、施設の管理者に対し、施設の巡回の実施、警備員の増員等、安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

(3) 知事等が管理する施設の安全の確保

知事等は、道が管理する生活関連等施設について、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、道警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な場合には、支援を求める。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、道公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

この場合において、ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所については、速やかに要請する。

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合や特殊な場合においては、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のため、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合には、知事は、国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

知事は、緊急に必要があると認めるときは、既存の法令に基づく規制措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限等の措置を講ずべきことを命ずる。

5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

知事等は、石油コンビナート等の武力攻撃災害への対処については、石油コンビナート等災害防止法に定める措置を行うことを基本とし、運用は、「北海道石油コンビナート等防災計画」の定めによる。

第2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

知事等は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処等

(1) 平素からの備え

道、市町村、原子力保安検査官事務所、原子力事業所、自衛隊その他の防災関係機関は、平素から情報交換を行うなど、武力攻撃原子力災害に備えた関係機関相互の連携を図る。

(2) 武力攻撃原子力災害への対処

知事等は、原子力事業所が武力攻撃を受けた場合における周囲への影響にかんがみ、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）等に準じて、モニタリングの実施、住民の避難、被ばく医療体制の強化を行うとともに、原子力事業者への適切な措置の要請等、所要の措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

知事は、国による基本的な方針を踏まえて所要の措置を行うことを基本とするが、被害現場の状況に照らして、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な応急措置を講ずる。

また、知事等は、国の指示の下で、汚染範囲の特定や患者の移送など汚染原因に応じた適切な措置を講じるとともに、汚染拡大の防止のために、汚染された飲食物その他の物件の移動の制限や汚染された建物、場所への立入り制限等を行う。

第3 応急措置等

知事等は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、災害を拡大する恐れがある設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を所有者等に指示することができる。

2 退避の指示

知事は、緊急の必要がある場合、住民に対し退避の指示を行い、広報車等により速やかに住民に伝達する。

この場合、道警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

3 警戒区域の設定

知事は、緊急の必要がある場合、警戒区域の設定を行う。

警戒区域の設定は、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用して住民に広報、周知するとともに、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

この場合、道警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。

4 応急公用負担等

知事は、緊急の必要がある場合、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

5 消防に関する措置等

知事は、緊急の必要がある場合、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができるほか、区域内の消防力では対応できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

市町村の長等は、消防庁長官の指示又は相互応援協定等に基づき、相互に連携協力するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

知事等は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

知事等は、その保有する通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時、場所、災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、直ちに消防庁に報告する。

市町村長及び指定地方公共機関は、収集した被災情報を知事に報告するものとする。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

知事等は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

知事は、避難先地域における避難住民等の状況を把握し、地域防災計画に準じて、健康相談、感染症の予防、食中毒の防止等の措置を講ずる。

2 廃棄物の処理

知事又は市町村長は、環境大臣が定める特例基準に基づき、廃棄物処理業の許可を受けていない者に対し、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

知事は、地域防災計画の定めに基づき、廃棄物処理体制を整備する。

3 文化財の保護

道教育委員会は、文化庁長官が重要文化財等の被害を防止するために行う命令又は勧告を速やかに所有者等に告知するなど、重要文化財等を保護するために必要な措置を講ずる。

第10章 国民生活の安定に関する措置

道は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために必要な措置を講ずる。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

知事及び道教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにす

るため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給等、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

道は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、道税の徴収猶予及び減免の措置等を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

道は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

道は、武力攻撃災害により被害を受けた者が自力で生活の再建をするために必要となる資金については、自然災害時の制度を参考に、被害状況に応じた制度実施等を検討する。

3 生活基盤等の確保

(1) 道による生活基盤等の確保

工業用水道事業者である道は、工業用水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 市町村による生活基盤等の確保

水道事業者及び水道用水供給事業者である市町村は、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。

(3) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

ガス事業者等である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画により、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置等を講ずるものとする。

第11章 交通規制

道警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととし、交通規制の実施に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

道警察は、交通状況を迅速に把握するとともに、緊急の必要があるときは、緊急交通路の確保のための交通規制を実施する。

道警察及び道路管理者である道は交通規制等を行ったときは、直ちに、住民、運転手等に周知徹底を図る。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

知事等は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

知事等は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、交付要綱を作成した上で、赤十字標章等については医療関係者等に、特殊標章等については関係する職員等に対し、交付し、及び使用させる。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

知事等は、武力攻撃災害により自らが管理する施設及び設備に被害が発生した場合の一時的な修繕や補修など応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

1 応急の復旧の概要

知事等は、自らが管理する施設及び設備が被災したときは、一次的な修繕や補修など必要な措置を講じなければならない。また、自ら応急の復旧ができない場合には、国に対して支援を求めることができる。

市町村長等及び指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備が被災したときは、一時的な修繕や補修など必要な措置を講じなければならないものとする。また、自ら応急の復旧

ができない場合には、知事等に対して支援を求めることができるものとする。

2 知事等の応急の復旧の基本的な考え方

知事等は、その管理する施設及び設備の被害状況の把握や応急の復旧の実施体制、資機材の整備に努め、被害の拡大防止や被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

3 ライフライン施設の応急の復旧

知事等は、自らが管理するライフライン施設及び設備が被災した場合の応急の復旧のために必要な措置を講ずる。

また、市町村長及び指定地方公共機関から支援の要請があった場合は、人員や資機材の提供等、必要な措置を講ずるよう努める。

4 輸送路の確保に関する応急の復旧等

道対策本部長は、広域的な避難等を行うための輸送路を優先的に確保するために必要な応急の復旧が行えるよう、必要に応じて総合調整を行う。

また、知事の管理する輸送関連施設が武力攻撃災害により損壊し、避難住民の緊急輸送等に支障を来すおそれがある場合には、速やかに応急の復旧の措置を行う。

第2章 武力攻撃災害の復旧

知事等は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災状況の調査

知事等は、武力攻撃事態が終息した後、可能な限り速やかに被害状況を調査し、実態を把握する。

2 国における所要の法制の整備等

知事等は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って実施する。

3 災害復旧計画の策定及び災害復旧の実施

知事等は、自らが管理する施設及び設備について、災害復旧計画を策定し、速やかに復旧作業を実施する。

4 武力攻撃災害の復旧に係る財源確保

知事等は、復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、国に財政支援を求めるなど、財源確保に努める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

道が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

道は、国民保護措置の実施に要した費用で道が支弁したのものについては、別途国が定めるところにより、国に負担金を請求する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

道は、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損失補償、実費弁償及び損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

道は、道対策本部長の総合調整又は指示により、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う損失補てんの手続に準じて、当該損失の補てんを行う。

4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

市町村は、国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、道国民保護計画に準じて、市町村国民保護計画に定めるものとする。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態の事態想定

道国民保護計画では、国の基本指針に基づき、第1編第6章2に掲げた事態を緊急処理事態として想定する。

2 緊急処理事態への対処

道は、「3 緊急処理事態における警報の通知及び伝達」を除き、原則として、緊急処理事態への対処について、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

3 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

道は、国が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域を踏まえ、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関等に対し通知及び伝達を行う。